# 省令

## ○財務省令第三十九号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第三条第二項、第六条の二第二項、第十一条第一項及び第三項、第十一条の五第一項、第十八条の四第一項第三号、第十八条の十第二項第三号、第二十一条並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

財務大臣　鈴木　俊一

### 外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

**第一条**　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第四条第一項中「掲示する方法」の下に「又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法（第二十八条第一号において「掲示等」という。）」を加える。

第五条第二項中「若しくは暗号資産の管理に関する契約」を「（法第二十条第一号に規定する預金契約をいい、法第二十条の二第一号に規定する電子決済手段等の管理に関する契約を含む。第十二条において同じ。）」に、「若しくは暗号資産の貸借契約」を「（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約を含む。）」に改める。

第六条の見出し中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改め、同条第一項中「暗号資産交換業者（同条第八項に規定する暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改める。

第七条第一項中「法第十七条の二第二項（法第十七条の三及び第十七条の四」を「法第十七条の二第二項（法第十七条の三、第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項」に、「法第十七条（法第十七条の三及び第十七条の四」を「法第十七条（法第十七条の三及び第十七条の四第一項」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改め、同条第二項中「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第八条第一項第一号ヨ中「暗号資産」を「電子決済手段等」に、「第十一条の五第一項第二号」を「第十一条の五第一項第一号の二」に改め、同条第四項中「第十八条の六」を「第十八条の六第一項」に、「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産移転取引」を「電子決済手段等移転等取引」に改める。

第八条の二第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産移転取引」を「電子決済手段等移転等取引」に、「暗号資産の管理」を「電子決済手段等の管理」に改める。

第十一条第一項中「掲示する方法」の下に「又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法（第二十八条第五号において「掲示等」という。）」を加え、同条第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第十二条第一項第一号中「（法第二十条第一号に規定する預金契約をいい、法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約を含む。）」を削り、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改め、同項第二号及び第三号中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第十二条の三第一号中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第十二条の六第一項第一号イ中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第二章中第十五条の次に次の一条を加える。

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）

**第十五条の二**　令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

第二十七条の二及び第二十七条の三第一項中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第二十八条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号中「掲示」を「掲示等」に改め、同号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第四条第一項に規定する掲示等に関する事務

附則第十二条を削る。

別紙様式第二の様式中「暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第２条第５項に規定する暗号資産」を「電子決済手段等（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第９号に規定する電子決済手段等」に、「暗号資産以外」を「電子決済手段等以外」に、「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改め、別紙様式第五の様式中「法第20条の２」を「外国為替及び外国貿易法第20条の２」に、「暗号資産取引」を「電子決済手段等取引」に、「暗号資産の数量」を「電子決済手段等の数量」に、「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改め、別紙様式第六から第十四までの様式中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改める。